

公立大学法人青森県立保健大学の利益処分の承認基準

1 承認基準を定めるに当たっての前提

承認基準を定めるにあたっては、次の事項を踏まえるものとする。

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」（平成16年総務省告示第221号。以下「会計基準」という。）に基づくものであること。

2 承認の対象となる額

知事の承認を受けようとする額については、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第40条第3項及び会計基準第71に基づき、次のいずれの要件にも合致する場合に承認するものとする。

- (1) 当該事業年度における経営努力により生じたもの
- (2) 法第26条第2項第6号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするもの

3 経営努力認定の考え方

経営努力により生じたと認められる利益は、会計基準第71の内容に基づき、次のとおりとする。

- (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（以下「自己収入」という。）から生じた利益
 - ① 運営費交付金対象収入が当初予算額を上回った結果生じた利益（入学金、授業料等の学生納付金及び施設使用料等）
 - ② 特定収入事業を行った結果生じた利益（奨学寄附金事業、受講者負担金による事業等）
- (2) 運営費交付金に基づく収益において、中期計画（年度計画）の記載事項に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した結果発生した利益（プロパー職員人件費、管理経費の抑制等）
- (3) その他法人において経営努力によることを立証した場合

4 経営努力認定等の取扱い

- (1) 自己収入から生じた利益

自己収入から生じた利益は、経営努力によるものと認定し、目的積立金に整理する。

- (2) 運営費交付金収益（使途を特定している経費分を除く。以下同じ。）から生じた利益
運営費交付金の算定の際、平成20年度は所要額を積み上げ、平成21年度以降は経営効率化を見込んでいることから、運営費交付金収益から生じた利益は経営努力によるものと認定し、目的積立金に整理する。

ただし、次の場合にあつては、関係経費相当額を積立金に整理し、中期目標期間終了後に県に返還する。

- ・ 学部並びに修士及び博士課程の学生収容定員の合計の充足率が一定率（90%）を下回った場合
本来行うべき業務が行われなかったものとみなし、学生収容定員を下回った学生に係る教育経費相当額を積立金に整理する。

5 運営費交付金債務として繰り越すもの

- (1) 天変地異等による業務の中断等、予定された事業が行われていないと明らかに認められる場合については、未実施の業務経費相当額を運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰り越し、中期目標期間終了後に県に返還する。なお、翌事業年度に事業を実施した場合は、その一部又は全部を収益化し、収益化しなかった運営費交付金債務は、中期目標期間終了後に県に返還する。
- (2) 県派遣職員の給与等に要する人件費、プロパー職員の退職手当に要する経費及び特別経費（更新備品費、その他配慮を要する経費）として交付された運営費交付金については、費用の発生額が運営費交付金算定時の見込みより少ない場合、その運営費交付金の残余は運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰り越し、翌事業年度の運営費交付金に財源充当する。